

持続化給付金 新宮申請サポート会場開設のお知らせ

持続化給付金の申請は電子申請のみとなっております。そこで、このたび経済産業省が、申請方法がわからない方、パソコンやスマホがないので申請出来ない方のために、サポート会場を開設します。

感染防止対策のため、完全予約制となりますので、必ず予約の上ご来場ください

37.5度以上の方のご来場はお断りいたします

必ずマスク着用の上、原則申請者お一人でお越しください

○開設日時 5月28日(木)～

○開設時間 9:00～17:00(最終予約時間は16:30)

○休業日 毎週水曜日

○開設場所 新宮商工会議所 2階大ホール 新宮市井の沢3番8号

○予約方法(①～③のいずれかより予約をして下さい。会場コードは3005です。)

①WEB予約 経済産業省「持続化給付金事務局ホームページ」から

②電話(自動ガイダンス)による予約 0120—835—130 24時間受付

③電話(オペレーター対応) 0570—077—866 平日・土日祝とも9:00～18:00

※商工会議所では、予約を受け付けることができません。

■必要書類 【中小法人等】

- ・確定申告書第一表の控え(1枚)※
及び法人事業概況説明書の控え(2枚)
(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
※收受日付印が押されていること(e-taxの場合は受信通知)
- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- ・法人名義の口座通帳の写し(表紙と見開き、法人の代理者名義も可)

【個人事業者等】

- ・確定申告書類等
(青色申告の場合)
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)※
所得税青色申告決算書の控え(2枚)
※收受日付印が押されていること(e-taxの場合は受信通知)

(白色申告の場合)

2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）※

※收受日付印が押されていること（e-taxの場合は受信通知）

- ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入のわかるもの
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- ・申請者本人名義の口座通帳の写し（表紙と見開き）
- ・本人確認書類（運転免許証など住所・氏名・顔写真のある身分証明書
無い方は、住民票の写し及び健康保険証の両方が必要）

■お問合せ先

- ・申請会場に関するお問い合わせ

新宮商工会議所 0735-22-5144

- ・申請手続きに関する不明点等、給付金全般に関するお問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター

（5・6月の受付時間：全日8：30～19：00）

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話等からのお問合せ先 03-6831-0613（通話料がかかります）